

八戸市道路占用料（令和3年4月1日～）

| 占用物件 | | 単位 | 占用料 |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|----------------------|
| 道路法第 32 条 第 1 項第 1 号に 掲げる工作物 | 第1種電柱 | 1 本につき 1 年 | 510 円 |
| | 第2種電柱 | | 790 円 |
| | 第3種電柱 | | 1,100 円 |
| | 第1種電話柱 | | 460 円 |
| | 第2種電話柱 | | 730 円 |
| | 第3種電話柱 | | 1,000 円 |
| | その他の柱類 | | 46 円 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ 1メートルにつき 1年 | 5 円 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | 3 円 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1 個につき 1 年 | 450 円 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積 1平方メートルにつき 1年 | 270 円 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1 個につき 1 年 | 910 円 |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 380 円 |
| | 広告塔 | 表示面積 1平方メートルにつき 1年 | 1,900 円 |
| | その他のもの | 占用面積 1平方メートルにつき 1年 | 910 円 |
| 道路法第 32 条 第 1 項第 2 号に 掲げる物件 | 外径が 0.07 メートル未満のもの | 長さ 1メートルにつき 1年 | 19 円 |
| | 外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの | | 27 円 |
| | 外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの | | 41 円 |
| | 外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの | | 55 円 |
| | 外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの | | 82 円 |
| | 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの | | 110 円 |
| | 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの | | 190 円 |
| | 外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの | | 270 円 |
| | 外径が 1 メートル以上のもの | | 550 円 |
| | 道路法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる 施設 | | 占用面積 1平方メートルにつき 1年 |
| 道路法第 32 条 第 1 項第 5 号に 掲げる施設 | 地下街及び 地下室 | 階数が 1 のもの | Aに 0.005 を 乗じて得た額 |
| | | 階数が 2 のもの | Aに 0.008 を 乗じて得た額 |
| | | 階数が 3 以上 のもの | Aに 0.01 を 乗じて得た額 |

| 占用物件 | | 単位 | 占用料 | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|------------------------------------|----------------|
| 道路法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 上空に設ける通路 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 930円 | |
| | 地下に設ける通路 | | | |
| | その他のもの | | | |
| 道路法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1日 19円 | |
| | その他のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1月 190円 | |
| 道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチであるものを除く。) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 190円 | |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 1,900円 | |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 730円 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 19円 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 190円 |
| | 幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 19円 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 190円 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 1,900円 |
| | | その他のもの | | 930円 |
| 道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 910円 | |
| 道路法施行令第7条第3号に掲げる施設 | | | Aに0.033を乗じて得た額 | |
| 道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | |
| 道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | | 91円 | |
| 道路法施行令第7条第8号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.016を乗じて得た額 | |
| | 上空に設けるもの | | | |
| | 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの | 階数が1のもの | | Aに0.023を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.005を乗じて得た額 |
| | 階数が3以上のもの | Aに0.008を乗じて得た額 | | |
| | | Aに0.01を乗じて得た額 | | |

| 占用物件 | | 単位 | 占用料 |
|--------------------|--------|------------------|----------------|
| 道路法施行令第7条第8号に掲げる施設 | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 道路法施行令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.016を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 |

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。